

重要事項説明書

小山デイサービス ^{なごみ} 和 通所介護のご案内

(令和 6 年 12 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 小山デイサービス ^{なごみ} 和
- ・開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- ・所在地 岐阜県美濃加茂市小山 791
- ・電話番号 <0574>-24-0753 ・ファックス番号 <0574>-24-0752
- ・施設長名 佐々木 恵美子
- ・介護保険指定番号 指定通所介護 (2171200542 号)

(2) 事業の目的と運営方針

小山デイサービス ^{なごみ} 和 (以下、「当施設」という) が行う指定通所介護及び指定第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス) (以下、「通所介護等」という) の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者 (以下、「従業者」という) が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は事業対象者、要支援状態にある高齢者 (以下、「利用者」という) に対し、適正な指定通所介護及び指定第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス) を提供することを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[小山デイサービス ^{なごみ} 和の運営方針]

当施設では、通所介護等計画に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な介護及び機能訓練を行う。

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

通所介護等の事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「おだやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

・管理者	1人（常勤・生活相談員）
・看護職員	2人（常勤・兼務1人、非常勤・兼務1人）
・介護職員	7人（常勤・専従1人、常勤・兼務1人、非常勤・専従5人）
・生活相談員	2人（常勤・兼務2人）
・機能訓練指導員	2人（常勤・1人兼務、非常勤・兼務1人）

(4) 通所介護等の利用定員数 32名

(5) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日（祝日を含む）

休業日：日曜日

営業時間：① 9：30～16：40（送迎時間を除く）

② ①終了から最大20：30（時間延長サービス）

2. サービス内容

①通所介護計画の立案

②第1号通所事業通所計画の立案

③食事

昼食 11：30～ 夕食 18：00～

④口腔ケア

⑤入浴介助（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥健康チェック

⑦介護

⑧機能訓練

⑨相談援助

⑩利用者が選定する特別な食事の提供

⑪理美容サービス（原則月1回実施します。）

⑫基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等の迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所介護等利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑬その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

太田メディカルクリニック 美濃加茂市太田町 2 8 2 5

太田病院 美濃加茂市大田町 2 8 5 5 - 1

・協力歯科医療機関

河村歯科医院 美濃加茂市太田町 3 2 5 5 - 1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「小山デイサービス ^{なごみ} 和 通所介護・第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)・同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、9:30~16:40 とする。
- ・飲酒・喫煙は医師の指示による。
- ・火気の取り扱いは禁止する。
- ・設備・備品の利用は、当施設の許可を得ることとする。
- ・金銭・貴重品の管理は、各自で管理する。
- ・通所介護等利用時の医療機関での受診は、当施設の承認を得ることとする。但し、緊急時等止むを得ない場合はこの限りではない。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 誘導灯 3 箇所 (1 階 2 箇所、2 階 1 箇所)、消火器 3 本 (1 階 2 箇所、2 階 1 箇所)、自動火災報知設備一式
- ・防災訓練 年 2 回

6. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

受付担当者：生活相談員 谷井 智之

受付時間：9:00~17:00 TEL：0574-24-0753 又は 080-2624-9898

公的機関への相談も可能です。

- ・美濃加茂市介護保険 相談窓口 月曜~金曜日 9:00~17:00
美濃加茂市太田町 3431-1 <0574>25-2111 (内線 319)
- ・岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連) 月曜~金曜日 9:00~17:00
岐阜市藪田南 5-4-12 岐阜県シンクタンク庁舎内 <058>275-9820

7. 岐阜県福祉サービス第三者評価事業の受審状況

第三者評価の実施：無

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。